

第24期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

事業報告の会社の体制および方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社NEW ART

## 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益および企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保する体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令および定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

### II. 内部統制の体制の整備に関する方針

#### 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、規則およびルールの遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。
- (2) 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているかを確認します。
- (3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに監査役にも提出します。
- (4) 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、代表取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっています。

#### 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、「取締役会規程」およびその他の関連規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。
- (2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスクおよび会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」にもとづき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めます。

- (2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築します。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**

- (1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- (2) 業務執行の監視・監督範囲を明確化するため、代表取締役社長以外の常勤取締役を原則として取締役本部長とし、担当部署および執行役員との監視・監督ができるようにしています。
- (3) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。
- (4) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役会に報告します。

#### **5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。
- (2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。
- (3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を代表取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。
- (4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行います。
- (5) グループ会社の取締役および従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の代表取締役社長または監査役に報告します。報告を受けた代表取締役社長または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

#### **6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項**

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を

任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。

(2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

## 7. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。
- (2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。
- (3) 監査役会に報告をしたことを理由として、報告者が不利益な扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な扱いを受けていることが判明した場合は、これを除去するための適切な措置を講じます。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、役職員の監査役監査に対する理解およびその環境の整備に努めます。
- (2) 代表取締役社長は、「監査役会規程」にもとづき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。
- (3) 監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。
- (4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務および会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は、「行動規範」や各種社内規程に沿った適正な業務遂行のために、職制による指揮を行い、コンプライアンスを確保するための体制にもとづき、職務執行を行いました。また社内でのグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を実施しました。

- ② 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などに適合しているかを確認しております。
- ③ 内部監査室は、「内部監査規程」にもとづき、各種資料の閲覧、部門責任者からのヒアリング、各事業所への往査を実施し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも提出しております。
- ④ 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、代表取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提出を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置しており、その運用を継続しました。

#### **(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、将来の事業規模拡大に不可欠な成長投資を優先し、株主利益および企業価値の最大化に努めることを基本方針としております。また、株主還元については、企業価値向上による株価上昇と剰余金の配当等によって総合的に実現してまいります。なお配当等の決定については平成27年6月26日開催の第21期定時株主総会にて定款の変更を行い、取締役会の決議により機動的に実施できるよう配慮しております。また、剰余金の配当等は、純利益だけでなく、内部留保も含めた資本効率を勘案すると同時に将来の事業計画を考慮して決定しております。

## 連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社等の数 9社

主要な連結子会社等の名称 株式会社ニューアート・シーマ  
Israel Shiraishi, Ltd.  
株式会社 ニューアート・ラ・パルレ  
株式会社 ニューアート・フィンテック  
HONG KONG NEW ART LIMITED  
株式会社ニューアート・クレイジー  
株式会社ニューアート・コイン  
台湾新美股份有限公司  
台湾帕蕾拉有限公司

このうち株式会社ニューアート・シーマについては会社分割により子会社となりました。また、株式会社ニューアート・クレイジー、株式会社ニューアート・コイン、HONG KONG NEW ART LIMITED及び台湾新美股份有限公司の4社については重要性が増したことにより、台湾帕蕾拉有限公司は平成30年1月に新たに設立したため、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

##### (イ) 主要な非連結子会社の名称

上海东美美容有限公司、新魅（上海）珠宝有限公司

##### (ロ) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

上海东美美容有限公司、新魅（上海）珠宝有限公司

#### (2) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名 決算日  
Israel Shiraiishi., Ltd. 12月31日  
株式会社 ニューアート・フィンテック 4月30日

連結子会社のうちIsrael Shiraiishi., Ltd.の計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、当連結会計年度において株式会社ニューアート・フィンテックの決算日を3月31日より4月30日に変更しておりますが、同子会社の計算書類作成にあたっては、3月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日と一致しております。その他の連結子会社等の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法
- ② 通常の販売目的で保有するたな卸資産  
イ. 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

#### ロ. 仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

#### ハ. 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～41年
機械及び装置	9～17年
工具、器具及び備品	2～20年

在外連結子会社は所在地国の会計基準にもとづく定額法によっています。

- ② 無形固定資産  
定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ④ 長期前払費用  
均等償却によっています。
- (3) 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金  
一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準  
当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社などの資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5～20年間の定額法により償却を行っております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法  
特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理としていません。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
    - ・ヘッジ手段 金利スワップ
    - ・ヘッジ対象 借入金
  - ③ ヘッジ方針  
市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。



④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略します。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました投資その他の資産の「長期貸付金」(前連結会計年度3,000千円)は金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しています。

また、前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税」(前連結会計年度963千円)及び流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税」(前連結会計年度24,250千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「不正事故損失回収益」(前連結会計年度660千円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,685,446千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	332,527,514	—	—	332,527,514
合計	332,527,514	—	—	332,527,514
自己株式				
普通株式	109,710	6,471,812	268	6,581,254
合計	109,710	6,471,812	268	6,581,254

### (変動事由の概要)

自己株式の普通株式増加数の内訳は次のとおりです。

取締役会決議による自己株式の買取 6,470,600株  
単元未満株式の買取 1,212株

自己株式の普通株式減少数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買増 268株

## 2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	97	0.3	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

## 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。資金運用については短期的な預金などに限定しています。なお、デリバティブについては、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び提携先企業の信用リスクに晒されています。また、外貨預金は、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、外貨預金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。これ以外の残高は、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達と短期的な運転資金を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後3年です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されていますが、長期の一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手

段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前途の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、営業債権について、得意先毎に債権の発生時期を整理して、売掛金年齢表を作成し残高管理を行っています。また、滞留債権については、営業責任者及び商品責任者は、遅滞なく債権の明細、回収見込、その他の状況について、社長及び関係者に報告し、適切な対応策を協議することにより、得意先の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### ② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。また、当社は借入金にかかる支払金利の変動リスクに関しては、長期借入金の一部について、金利スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っております。

#### ③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、資金管理責任者が常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

### (4) 金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,282,476	1,282,476	—
(2) 受取手形及び売掛金 (注1)	1,557,414		
	△222,557		
小計	1,334,857	1,334,857	—
(3) 未収消費税	146,756	146,756	—
(4) 未収還付法人税	42,914	42,914	—
資産計	2,807,004	2,807,004	—
(1) 支払手形及び買掛金	230,000	230,000	—
(2) 短期借入金	2,828,799	2,828,799	—
(3) 未払金及び未払費用	739,592	739,592	—
(4) 未払消費税	155,553	155,553	—
(5) 未払法人税等	437,796	437,796	—
(6) 長期借入金 (注2)	1,465,844	1,467,107	1,262
(7) リース債務 (注3)	109,449	109,421	△27
負債計	5,967,034	5,968,269	1,235
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(注3) 1年内返済予定のリース債務を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収消費税、  
(4) 未収還付法人税

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び未払費用、  
(4) 未払消費税、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (6) 長期借入金、(7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金 (注1)	1,117,287
非上場株式等 (注2)	48,674

(注1) 敷金及び保証金は償還期限の定め無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから当該帳簿価額によっています。

(注2) 非上場株式等は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	20円42銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	0円29銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

#### ① 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～41年

工具、器具及び備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

#### (3) 長期前払費用

均等償却によっています。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。

#### 5. その他計算書類のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

#### 表示方法の変更に関する注記

##### 1. 貸借対照表

前事業年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社長期立替金」（前事業年度126,129千円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

また、前事業年度において流動負債の「未払金」に含めて表示しておりました「関係会社未払金」（前事業年度6,501千円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

##### 2. 損益計算書

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」（前事業年度3,000千円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

#### 貸借対照表に関する注記

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 225,494千円 |
|-------------------|-----------|
- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。



## 2. 関係会社に対する金銭債権債務の額

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の額は次のとおりであります。

短期金銭債権	19,584千円
短期金銭債務	49,092千円
長期金銭債務	42,728千円

## 3. 保証債務

子会社の(株)ニューアート・ラ・パルレの一部の店舗及び本社において、賃貸借契約及び延払売買契約に関する連帯保証をしております。

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	14,382千円
仕入高	354,079千円
営業取引以外の取引による取引高	14,612千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	6,581,254株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	5,434千円
その他	9千円
小計	5,443千円
評価性引当額	一千円
合計	5,443千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	7,121千円
減損損失	2,511千円
貸倒引当金	25,424千円
関係会社株式評価損	11,124千円
その他	65千円
小計	46,246千円
評価性引当額	△43,159千円
合計	3,086千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
(注3)	エクセルコN.V.	ベルギー	—	宝飾品製造・販売	—	商品の仕入先	ダイヤモンドの仕入(注2)(注3)	210,582	買掛金	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	Whitestone Gallery Company Ltd. (注4)	香港	—	美術品販売	—	商品の販売先	商品の販売(注2)	57,066	売掛金	2,850
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ホワイトストーン (注4)	東京都中央区	—	美術品販売	—	商品の販売先	商品の販売(注2)	15,499	売掛金	—
役員	高井 章光	—	—	弁護士	—	当社監査役	弁護士の報酬の支払(注5)	11,590	未払金	—

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税が含まれております。  
 2. 取引条件は一般の取引条件によっております。  
 3. 子会社役員ジャン・ポール・トルコウスキーが第三者(エクセルコN.V.)の代表者として行った取引であります。  
 4. 当社役員が自己の計算において議決権の過半数を所有しております。  
 5. 弁護士報酬については当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件としております。

## 2. 関係会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ニューアート・シーマ	東京都中央区	100百万円	プライダグジュエリー製造・販売	直接100%	役員の兼任 経費の未払	売上の一時預り等(注1)	—	関係会社預り金	359,354
子会社	Israel Shiraishi, Ltd.	イスラエルテルアビブ	1,000イスラエルシケル	ダイヤモンド仕入・販売	間接100%	商品の仕入金金の貸付	資金の付貸(注2)	214,779	関係会社短期貸付金	6,280
							貸付金の回収(注3)	208,634		
							ダイヤモンドの仕入(注4)	112,025	買掛金	—
子会社	株式会社ニューアート・パラレ	東京都中央区	90百万円	エステ事業	直接100%	役員の兼任 資金の貸付 業務受託	資金の付貸(注2)	225,000	関係会社短期貸付金	77,437
							貸付金の回収	105,000	関係会社長期貸付金	167,563
子会社	株式会社ニューアート・フィンテック	東京都中央区	2,052百万円	美術品・販売 金融事業	直接100%	役員の兼任 経費の立替 仕入代金の立替	経費の替立(注5)	43,574	関係会社立替金	1,228
							仕入代金の立替(注5)	2,070,266		
							立替金の回収	712,469		
							債権の株式化	1,401,370		
							増引(注6)	3,985,157	—	—
子会社	HONG KONG NEW ART LIMITED	香港	2百万香港ドル	子会社 社理	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付貸(注2)	215,070	関係会社長期貸付金	345,270

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ニューアート・クレイジー	東京都中央区	11百万円	ゴルフ用品製造及び販売	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付 貸(注2)	—	関係会社 短期貸付金	40,000
							貸付金の 回収	18,398	関係会社 長期貸付金	284,901
子会社	株式会社ニューアート・コイン	東京都中央区	10百万円	IT関連事業	直接50%	役員の兼任 資金の貸付	資金の付 貸(注2)	268,540	関係会社 短期貸付金	10,540
									関係会社 長期貸付金	258,000
子会社	台湾新美股份有限公司	台湾	28百万 台湾ドル	ブライダル ジュエリー等 の販売	間接 100%	役員の兼任 経費の立替	経費の替 立(注5)	566,300	関係会社 長期立替金	546,101

- (注) 1. 売上代金の一時預り等については、主に売上代金の入金が頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
2. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 資金の回収については仕入に係る買掛金との相殺により決済しております。
4. ダイヤモンドの仕入に関する取引は一般的取引条件により、規程の範囲で決定されます。
5. 経費の立替、仕入代金の立替については、家賃等の経費及び絵画購入代金の一部です。回収条件について具体的な定めはありませんが、回収は行われております。
6. 株式会社ニューアート・フィンテックに対する増資の引受は、債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)及び商品の現物出資によるものであります。
7. 株式会社ニューアート・コインへの貸付金に対して、当事業年度において80,000千円の貸倒引当金を計上しております。

#### 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 21円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 0円99銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。